



中電・浜岡原発データ「捏造」の衝撃と波紋 その背景と影響の大きさ

静岡県御前崎市の海沿いに立地する中部電力浜岡原子力発電所。高さ 22 m の防波壁（防潮堤）が取り囲んでいるが、度重なる津波想定の変更で 28 m にまでかさ上げする計画が決まっている= 2021 年 2 月、筆者撮影

中部電力が、浜岡原子力発電所（静岡県御前崎市）の再稼働に向けた審査で原子力規制委員会に不正なデータを提出していた問題が衝撃と波紋を広げている。1 月 5 日の中電による発表を受けて原子力規制委員会は同 7 日に会合を開き、各委員から「捏造または改ざん。事は重大で誠に遺憾だ」「心底がっかりしている」「（審査に費やした）国費を無駄にする行為だ」などの厳しい声が上がった。なぜこのような不正が行われたのかは中電が設置する第三者委員会の調査に委ねられるが、現時点で浮かび上がる背景や影響の大きさを整理したい。

◆ 再稼働に向け「おおむね妥当」と評価された基準地震動が… ◆

浜岡原発は東日本大震災の東京電力福島第一原発事故を受け、2011 年当時の菅直人首相の要請で全機の稼働を停止。再稼働に向けて重大事故などを想定した新たな規制基準に適合させるため、2014 年に 4 号機、15 年に 3 号機についての審査を原子力規制委員会に申請した。

申請では従来の安全設計に加え、設計上の想定と対策をより一層強化させるとして施設に影響する地震、津波をそれぞれの調査結果に基づ

いてあらためて評価し、不確かさを考慮した上で「基準地震動」と「基準津波」を策定し、必要な対策を実施するとしていた。

基準地震動の策定方法として、中電は計算条件の異なる 20 組の地震動を計算し、それらの平均に最も近い波を「代表波」として選定すると規制委に説明。それに基づいたものとして提出されたデータを規制委が審査し、2023 年には「おおむね妥当」との評価が出され、適合性審査は次の段階に入ろうとしていた。

◆「2018 年」転機に結論ありきで形を整える巧妙な手法へ ◆

ところが、規制委の事務官である原子力規制庁に昨年 2 月、外部から中電の提出データについて「恣意的な操作が行われている」との情報提供があり、同庁は 5 月に中電側に対して調査を要請。12 月までの社内調査などの

結果、基準地震動の代表波が規制委への説明とは異なる方法や意図的な方法で選ばれていたことが分かり、中電側も不適切であったと認めざるを得ない事態となったのだ。

その方法は大きく 2 段階に分かれ、最初は